

## 日マ会平成21年度事業報告

自：平成21年4月1日、至：平成22年3月31日)

本会は公益社団法人認定を目指して、全力を挙げて準備に当たった他、現行定款の定めにより、国民の保健衛生、高齢対応、あん摩マッサージ指圧師（以下、あま指師）の資質向上、権益擁護に努め、強固な団結の下、次の事業、運動を展開した。

1. 公益法人法に適合する定款、事業計画、会計等を確立する為、役職員の全力を挙げて公益法人法に適合する団体となる為の準備に取り組み、当面、平成22年度以降速やかに認定申請を提出できるよう月1回の会合を開いた。また、予算案に対しては、新会計基準にて再度提出できるよう準備する。

### 2. 相談と健保審査

事務局内に設置した相談窓口で一般国民及び本会会員よりの健康保持・増進、健保取扱等、相談に応じ、適切な助言を行なった。

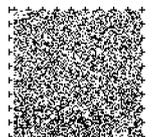
又、療養費支給申請を取り次ぐ為、審査会の活動を継続し、点字使用者、弱視者の便宜を図る為、点字・大文字からの「療養費支給申請書」作成の援助を行なうなど、取扱拡大に努めた。

### <成 果>

健保審査：取扱施術所(477件)	前年比149.5%
(50施術所→82施術所)	
取扱件数(8,344件)	前年比143.5%
取扱金額(107,967,963円)	前年比129.7%
代行手数料(4,144,729円)	前年比123.9%
日盲連業務委託費(3,230,000円)	前年比104.2%

### 3. 研究推進

関係団体等とともに、施術効果の研究、海外手技療法の情報収集に努めた。



#### 4. 研修会開催

一般国民の医学的教養向上、及び本会会員の資質向上の為、社会福祉法人日本盲人会連合（以下、日盲連）あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師協議会（以下、あはき協）と共催の中央三療研修会及び各ブロック研修会を開催し、一般国民及び、本会会員の医学的知識向上及び、学術向上に努めた。

又、財団法人東洋療法研修試験財団（以下、財団）が実施する「財団共催研修」に参加し、一般国民の医学的知識向上及び、本会会員の資質向上に努めた。

##### <三療研修会>

##### 1) 中央三療研修会

7月25日開催、参加者70名

講師：筑波大学講師 新井恒紀先生

テーマ：医療リハビリテーションの理論と実技

##### 2) 関東ブロック

9月12日開催、参加者30名

講師：佐野漢方鍼灸院 佐野昭典院長

テーマ：「頸の健康と臨床」～私の臨床における治療方針

～

講師：医学博士 戸田 陽先生

テーマ：「鍼灸マッサージと医療におけるリスク管理」

##### 3) 九州ブロック

9月19日～20日開催 参加者70名

講師：日本盲人会連合 笹川吉彦会長

テーマ：「三療業界の現状と課題」

講師：佐賀県立盲学校理療科教諭 塩塚香先生

テーマ：「ホメオパシーについて」

講師：佐賀大学医学部

地域包括緩和ケア科診療教授 佐藤英俊先生

テーマ：「緩和ケアとの出会い、鍼治療との出会い」

##### 4) 中国ブロック

10月3日開催 参加者20名

講師：国立福岡視力障害センター

厚生労働教官 高橋忠庸先生

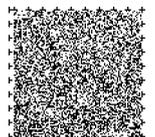
テーマ：「頸肩腕・首・肩・腕に対する手技療法

（モビライゼーションを中心に）」

#### 5. 生涯研修

財団共催研修の他、財団の生涯研修に協力し、多くの会員が研修終了証、財団理事長表彰状を得られるよう図った。

##### <成果>



表彰状：岡山県マッサージ師会（片岡美佐子氏、片山恭彰氏）

## 6. 資料提供

学習活動援助の為、一般国民の医学的教養向上及び、本会会員の資質向上の為に必要な資料を一般墨字・拡大墨字・点字・音声コード等として、希望者に提供した。

## 7. 広報活動

### 1) 「日マ新報」第60号の発行

公益社団法人申請に伴う「定款案」を墨字・点字での作成・配布

### 2) 「日マ新報新年号」第61号の発行

ビラ撒き（和歌山県）のサンプルを日マ新報に添付

## 8. 組織強化

前健保取扱、損害賠償保険取扱等を通じて、各地支部の正会員、賛助会員増等、組織強化に努める他、公益社団法人への移行準備を通じて、会員一人一人と本部との関係を強化し、新たな制度に適合する会への脱皮と、新会員入会を促す。

### <成 果>

会 員 数：平成21年4月 1日現在	1, 788名
退会その他	129名
新規会員	193名
平成22年3月31日現在	1, 852名

賠償保険取扱高：日マ会（ 949名 5, 199, 240円）

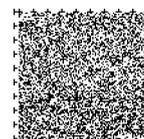
日盲連（1, 708名 8, 599, 560円）

## 9. 関係団体との協調

諸問題解決の為、あはき等法推進協議会（以下、推進協）、鍼灸マッサージ保険推進協議会（以下、保険推進協）、財団等に代表を送り、活動した。

### <活 動>

1. あはき等法推進協議会出席
2. マッサージ等将来研究会「啓発・普及部会」出席
3. マッサージ等将来研究会「生涯・教育部会」出席
4. マッサージ等将来研究会「法令部会」出席
5. 鍼灸マッサージ保険推進協議会出席



## 10. 諸対策推進

業の健全発展、権益擁護の為、諸対策を推進した。

- ①推進協に代表を送り、法に「あん摩マッサージ指圧」及び「あん摩マッサージ指圧師」の定義を定める等、法改正運動を展開した。
- ②業の健全発展と、一般国民の保健・衛生向上を阻む無免許者及び、無資格違法類似業者の徹底取締りを関係当局に運動する等、一般国民が安心して、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう（以下、あはき）施術を受け、本会会員等が安心して業を営める環境の整備に努めた。
- ③一般国民が安心して国家免許所有のあはき施術者から健康保険施術を受けられる環境構築の為、保険推進協とともに、同意書簡素化、鍼灸マッサージ保険取扱条件改善に努めた。  
又、日マ会保険部を強化し、健保取扱いの推進に努めた。
- ④厚生労働省（以下、厚労省）、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下、雇用機構）等、関係機関に運動し、あはき師の官庁、一般企業、介護老人施設（以下、特養）、介護老人保健施設（以下、老健）等への雇用拡大に努めた。

以 上

